

公益財団法人精密測定技術振興財団
役員、評議員及び顧問の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人精密測定技術振興財団(以下、「この法人」という)の定款第13条、第27条及び第39条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、常勤の理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。なお、報酬等は、この法人の役員としての職務遂行の対価に限られ、この法人の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)、交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。
2 常勤役員の報酬は月額とすることとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 個別の常勤役員の報酬及び賞与の額は、評議員会で別に定める常勤役員の報酬、賞与及び退職慰労金に関する細則に基づき、理事長が理事会に諮り定めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除した上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込又は本人に直接支給する。

(理事会、評議員会等への出席謝金の支給)

第7条 非常勤役員、評議員及び顧問が、理事会、評議員会等に出席した場合には、出席謝金を支給することができる。

(出席謝金の額の決定)

第8条 出席謝金の金額は、評議員会で別に定める非常勤役員、評議員及び顧問の出席謝金に関する細則に基づき、理事長が理事会に諮り定めるものとする。

(出席謝金の支給日)

第9条 出席謝金は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(出席謝金の支給方法)

第10条 出席謝金は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込又は本人に直接支給する。

(退職慰労金)

第11条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金の額は、役員退職慰労金算出基準に基づき支給する。

(費用)

第12条 この法人は、役員、評議員及び顧問がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 役員、評議員及び顧問には、出張に要する旅費(宿泊費を含む)を、別に定める出張旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第 13 条 この法人は、当規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人精密測定技術振興財団の設立の登記があった日から施行する。

附 則

この規程の一部変更は平成 28 年 3 月 22 日から施行する。